

立ち直りを支える 地域のチカラ

～保護司、更生保護女性会、BBS会
というボランティア～

法務省保護局

更生保護ってなんですか？

罪を犯した人も、裁判を終え、処分を受ければ、いずれ社会に戻ってきます。更生保護は、罪を償い、再出発しようとする人たちの立ち直りを導き、助け、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐ仕組みです。

犯罪・非行

負のサイクル



犯罪や非行をした人が立ち直るためには、本人の努力はもちろんですが、社会に居場所がないがために再び犯罪を重ねてしまうという悪循環もあることも事実です。

悪循環から脱し、立ち直りをすすめるには、地域とのつながりが大切です。

反省・償い

更生保護の活動は、保護観察所をはじめとした国の機関と、保護司などのボランティアからなる民間の方々が協働して行っています。

国の機関
保護観察所など

協働

ボランティア
保護司など

全国の保護観察所などでは、国家公務員である**保護観察官**が第一線で活動しています。全国に約900人います。

保護司は、法務大臣から委嘱を受け、保護観察を受けている人の指導などにあたっています。全国で約46,000人の保護司が活動しています。

「居場所」や「仕事」がない

帰る場所がない… 仕事がない…
相談する人がいない…

近所に誰も知り合いがないのは寂しい話じゃないか。町内会のおまつりに一緒に行ってみないか？



自分もたくさんの人に助けってもらったからね。困っているんなら、相談に乗るよ。



立ち直りの道へ

社会復帰

やる気があるなら仕事の世話ならしてやるよ！がんばれ！



立ち直り

地域みんなで支えることで、この町じたいも良くなればと思うんです。



～地域とのつながり～

罪を償い、再出発しようとする人たちが、社会から孤立したりせずに、地域との絆を保ち続けられれば、その多くが地域社会の一員として立ち直ることができます。

その先導となって、地域と更生保護の架け橋となっているのが**更生保護ボランティア**です。



保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、地域で保護観察官と協働して保護観察を受けている人と面接を行い指導や助言をするほか、刑事施設や少年院に入っている人がスムーズに社会生活を営めるよう、帰住先の生活環境の調整や相談を行っています。全国に886保護区、約46,000人の保護司が活躍しています。

保護司のなりたち

保護司のルーツは、1888（明治21）年に金原明善や川村矯一郎らにより設立された「静岡県出獄人保護会社」に求めることができます。ここでは、釈放者の宿泊保護や就職あっせんを行うとともに、県下全域に1,700人に及ぶ保護委員を配置して釈放者の保護に当たらせるなどしたとされ、これが更生保護施設と保護司を含む更生保護制度の先駆けになったとされています。

保護司の身分

- ①法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員ですが、給与は支給されません。
- ②任期は2年ですが、再任は妨げません。
- ③保護司の条件として、健康で、社会的信望があることや、欠格事項として、禁錮以上の刑に処せられたことがあるなどがあります。

このような活動をしています。

保護観察

月に2～3回程度、保護観察を受けている人を自宅に招いたり、あるいは、家庭を訪問したりして面接を行い、保護観察期間中の遵守事項を守るよう指導するほか、就労の援助、本人の悩みに対する相談等を行っています。

生活環境の調整

矯正施設（刑事施設や少年院）に収容されている人が釈放されたときに、更生に適した環境で生活できるよう、収容中から帰住先の調査や引受人との話し合い、就職先等の調整を行うなどし、必要な受入態勢を整えるなどの活動を行っています。

犯罪予防活動

犯罪や非行の発生を未然に防ぐことを目的として、様々な犯罪予防活動を実施しています。

また、“社会を明るくする運動”など、地方公共団体、学校等教育機関、福祉関係機関、警察関係者等地域における様々な機関・団体と連携して、更生保護の啓発活動を行っています。

「初めて担当したケースから」

気仙沼地区保護司会副会長 菅野 正浩

Tは、事件をきっかけに高校を中退したばかりだった。親への反抗心は一丁前で、自分を正当化し全てを他人のせいにする。また、追い込まれるとさっさと逃げてしまう。私の第一印象は「自己中心的・逃避的な傾向」の強い少年だった。

そんなTは初回面接の約束を破り、初顔合わせは3日後のことだった。会っても、何にも話さない…。うつむくだけで返事さえままたらない…。「さてどうしようか?!」。新米保護司の私は手探り状態だった。

その後、私がTを家庭訪問した際、Tの部屋でゲームソフトを見つけた。何気なくそれについて聞いてみると、初めて笑顔を見せた。これ幸いと、私もゲーム機と、同じソフトを購入した。次の面接時に私も始めたと言うと、Tは得意になって話し始め、気がついたら友人のこと、家族への不満等も話し出していた。正に心が氷解した瞬間であった。

ある日、Tが髪を金髪に染め「先生、カッコいいやろ!」と…。「T、カッコ悪いし、これからの就職どうすんのや!」と言うと、「就職には影響ねえし!」と言い出した。そんなTを戒めるために、次の日に私は自ら髪を金髪にし、T宅を訪問した。そして、「こんな髪でどこの会社が雇ってくれると思うか!？」と詰め寄ると、笑いもせず目を大きく見開いて絶句。翌日、一緒に美容院で黒く染め直した。

そんなTも、同級生が進学や就職と進路が決まりだし、呼応するかのように職探しをするようになり、気持ちも安定していった。そして、県外の会社に就職が決まり、保護観察は成績良好で終了となった。

それから12年、東日本大震災が発生し、当保護司会でも2名の方が亡くなり、2次的被害も考えれば、全会員が被災したような状況であった。

そして、大震災から1か月が過ぎようとしたころ、Tが突然訪ねて来た。私が言葉をかける前に開口一番「何かやらせてください!」だった。地元の復旧復興のため仲間を集めボランティア活動をやりたいこと、建設業を営んでいる私に、何をどうすればいいのかわかなくて欲しいということであった。私は驚きと嬉しさの感動に心が震えた。きっと彼らが、この街の復興の原動力になってくれると私は信じて止まない。

日本更生保護協会『更生保護』平成26年3月号より

先輩会員から



「縁あって保護司になられた皆様へ」

周南保護区保護司会会長（執筆当時） 三戸 則正

当時私は、保育園の園長をしており、非行に走った卒園児の話を知ることになり、あんなに可愛かった子がどうしてという思いがありました。「保護司になることで、子どもの育ちに大切なことが、何か学べるのではないか」という思いから、保護司にならせていただきました。

それ以来23年間、色々な対象者と関わって参りました。以前担当した少年が、「先生、結婚したよ」とか「子供が生まれたよ」と報告をくれ、喜びを感じさせてもらうことがあります。しかし、担当した対象者がすぐに再犯・非行をしようする場合もあり、そんな時は落ち込んでしまい、保護司を辞めようかと悩んだ時期もありましたが、なんとか今日まで続けてこれたのは、先輩保護司の皆さんのお蔭です。私の所属する保護司会には、悩みをひたすら聞いてくださる素敵な方がいてくださいましたし、そういう方々の自分にはない、ものの見方や価値観に触れることができ、教わる機会が多くありました。たくさんの方と出会えたことが、保護司としても、人としても、今の私を育ててくれたと思っています。この出会いが保護司になって得た私の宝物です。

縁あって保護司になられた皆様、それぞれにご苦労されていることと思いますが、保護司をやってきてよかったと思える日が必ず来ると思います。永く続けてこそ見えてくるものがきっとありますので、と一緒に頑張ってください。

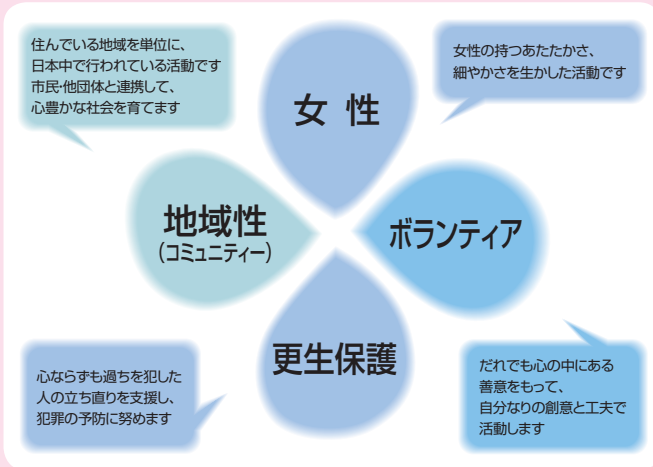


犯罪予防活動の様子



更生保護女性会

更生保護女性会とは、犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行うボランティア団体です。全国に約1,300の地区会があり、約148,000人の会員が活躍しています。



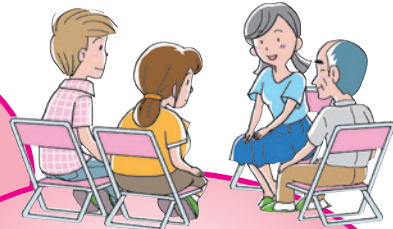
更生保護女性会のなりたち

更生保護女性会のルーツは、明治16年に大阪のひとりの女性が、行くあてのない子どもたちを自宅に預かり、母親のように養ったことがきっかけとされています。その後、非行のある子どもたちに母性と慈しみをもって救おうと、全国各地で団体が結成され、更生保護女性会は60年以上にわたり活動を続けています。

このような活動をしています。

ミニ集会

「家庭でのしつけ」「非行」など身近なテーマについて地域住民同士で話し合っています。



子育て支援

子育て中の親を対象に子育て相談、親子ふれあい行事などを行っています。

社会参加活動・社会貢献活動(※1)への協力

保護観察を受けている人が行うレクリエーションや清掃活動・介護補助活動などに協力しています。

刑務所や少年院での協力

受刑者への訪問活動や女子刑務所での浴衣の着付け、少年院における運動会への参加などを行っています。

更生保護施設(※2)をサポート

入所者の自立のための料理教室や“おふくろの味”の提供、生花や図書等の寄贈などを行っています。



(※1) 10頁参照 (※2) 11頁参照

「玉葱は心に凍みて」

当地区更生保護女性の会では地元の更生保護施設で定期的に夕食づくりを実施してきました。

なにか寮生たちの役に立てることはないかと考えていたときに、料理を教える活動ならばすぐにも取りかかれると思い、更生保護施設の方と相談し、料理実習と試食昼食会を行うこととしました。

寮生のためにとエプロンと三角布を作成しました。このような品物は買えば簡単なのですが、母親が作ったエプロンならば心温まるのではと思い、ミシン踏みから始めました。今、彼らはその母親のあつらえたエプロンを付けて、にこにこ実習しています。最初はちょっと照れながら、だんだん嬉しそうになってきます。

更生保護施設の調理場は2～3人用の狭い場所ですが、普段食堂に使っている場所も使って、教える人、教えられる人とマンツーマンで向かい合い、食材の切り方をします。毎回4品くらいのレシピに挑戦していますので、全部の食材を切り終え、準備完了に1時間くらいかかりますが、なんだかんだと冗談をいいながらやっているうちに心も解け合い、いい雰囲気になります。

ある日、ハンバーガーがメニューで玉葱を刻んだのですが、参加していた少年が『俺の母ちゃんもこうして、涙流しながらハンバーガー作ったのかなー』とポロポロ涙しながらつぶやいたので、周りもうるうるし、料理を覚えるだけではない、何か心に訴えるもののあることを再確認できて温かい日でした。

退所した人から役に立っていると手紙がきたこともあります。もっと嬉しかったのは、一緒にやっていた少年が野菜の刻み方がとても上手だったので、「将来の職業にできればいいね」と言ったら、それが本当になり、デパートの惣菜係に本採用されたとのことで、会員たちはみんなで万歳、よいクリスマスプレゼントとなり、励みとなり、ますますやる気を出してきた様子です。

日本更生保護女性連盟『更生保護支援活動事例集—行動する更女』より

先輩会員から



三重県更生保護女性連盟会長（執筆当時） 野畑久子

数年前、近隣の学校が大変荒れており、「地域のボランティアとして何かできないか」という思いを抱き、更生保護女性会を立ち上げました。

以来、地元の各種団体と協力しながら活動を続けています。特に農家の方の協力を得て行っている“オレンジジュース作り”は、毎年の恒例行事となっています。保護観察を受けている少年たちに直に労働の厳しさと喜びを感じ取ってもらおうと、彼らと一緒に、みかんを一個一個手にとり、果汁を搾り取り、できあがったジュースをみんなで味わっています。あるとき、作業を終えた少年から「保護観察が解除されても、またおばさんたちと一緒に作業がしたい」との感想を聞いたことがありました。こんなときは、更生保護女性会としてのやりがいを感じるひと時です。

また、少子化が進む中で今、特に力を入れているのは子育て支援活動です。子どもたちは家庭で育つとともに、地域で育ちます。子育て支援は子どもたちやその親の元気を引き出すだけでなく、子どもたちとのふれあいは私たち会員を生き生きとさせてくれます。

私たちは、今後も「女性として母親として」の立場から、保護観察を受けている人たちの立ち直り支援や子育て支援等の活動を続けながら、安全安心で住み良い町づくりのために地域に根ざした更生保護ボランティアを目指したいと思っています。



オレンジジュース作りの様子



BBS会 (Big Brothers and Sisters Movement)

BBS会とは、非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。全国に約450のBBS会があり、約5,000人の会員が活動しています。

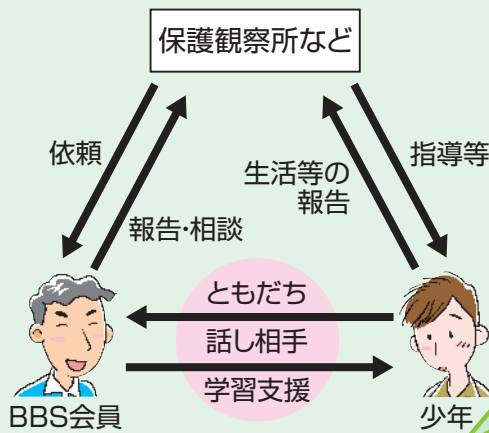
BBSのなりたち

戦後まもない混乱期、町にあふれる孤児に、若者の力で何かできないかと考えた青年たちがいました。その中の一人、京都の学生の投書が契機となって昭和22年「京都少年保護学生連盟」が生まれました。これが日本のBBS運動のスタートとされています。以後、BBS運動は70年以上続いています。

このような活動をしています。

ともだち活動

兄や姉の立場から同じ目線に立って、非行少年たちの話し相手、相談相手となって、彼らの成長や悩みの解消を手助けしています。



社会参加活動・社会貢献活動(※)への協力

保護観察所と協力し、少年たちと共に社会奉仕活動などの様々な活動に参加しながら、社会や誰かの役に立つ喜びを分かち合っています。

(※)10頁参照

グループワーク

少年たちとグループになってスポーツやレクリエーションなど行います。共に何かを楽しむことにより、少年たちに一人ひとりのときとは違った共感や、心を開くきっかけを与えます。



非行防止活動

様々な広報活動や各種イベント、集会などを地域で実施し、犯罪や非行のない明るい社会の実現に努めています。

「ともだち活動 NちゃんとAちゃん」

現在、私は、二人の少女NちゃんとAちゃんのともだち活動を担当しています。

Nちゃんはとても明るく、活発で頑張り屋ですが、感情の起伏が激しく、好き嫌いがはっきりしていて態度に出てしまう所があります。主にメールや電話で話をしており、都合がつかるときは会って話しています。引受人の方は夕方から仕事に行かれ、また休みが固定していないためほとんどNちゃんと顔を合わせることはありません。そのため、Nちゃんはとても寂しいと訴え接触を求めてきます。慣れない土地での生活に精神的に限界がきているのか、眠れないこともありました。そんな時、Nちゃんが眠れるまで電話で話をしていたこともあります。

また、Aちゃんは、同世代の話し相手が欲しいとのことで、私が担当となりました。彼女ともメールや電話でのやりとりが多いですが、外で会うこともしばしばです。最初に会った時は金髪で化粧が濃かったAちゃんですが、次に会った時は黒髪で薄化粧になっていて驚きました。

私自身がBBS会に入会して五年ほどの月日が流れましたが、この間にもともだち活動を通して少女たちからたくさんのことを教わりました。かかわる一人ひとりとはみんな違って個性があり、長所もあれば短所もあります。保護観察になるようなことをしたのは事実ですが、だからこそ彼女たちと出会えたと思うと、感謝の気持ちがかかります。

私が二人の力になれることはほとんどありません。けれど、一人ではないことを伝え続け、「おせっかいだけど、なんか連絡してくれる人がいたなあ〜」と彼女たちの記憶に残れば嬉しいと思います。そして、彼女たちがいつ相談にきてでもドンと構えていられるような私になりたいと思っています。

日本更生保護協会『更生保護』平成22年8月号より

先輩会員から



東京成徳大学地区BBS会（執筆当時） 湯浅秀太

私がBBSの会員になったきっかけは、大学で何か新しいことに挑戦したい、人の役にたてることがしたいという漠然としたものでした。そんなときにサークルという形でBBSを知り、迷わず入会しました。

今は、社会参加活動など、自分が参加できる範囲で積極的に参加しています。様々な人と交流する中で、自分の何気ない行動が相手に喜ばれたり、自分と違う考え方に触れることができたりすることはとても楽しく、嬉しい瞬間です。以前参加したある施設での餅つき大会のとき、活動を終えた参加者一人が私の方へきて「今日はありがとう」と握手をしてくれました。そういった思い出ひとつひとつが、私の活動を続ける理由、モチベーションの源です。

BBSなどの更生保護の世界は、なんとなく興味を持っていても、きっかけがなければ飛び込みにくいものであると思います。更生保護について学び、いざ活動をするとなると不安や緊張を感じるかもしれませんが、難しいことは考えず、肩の力を抜き、活動を楽しんでみてください。そして、自分が活動に参加しようと思ったその気持ちを大切にしてください。



社会参加活動の様子

更生保護ボランティアは、 立ち直り支援に協力しています。

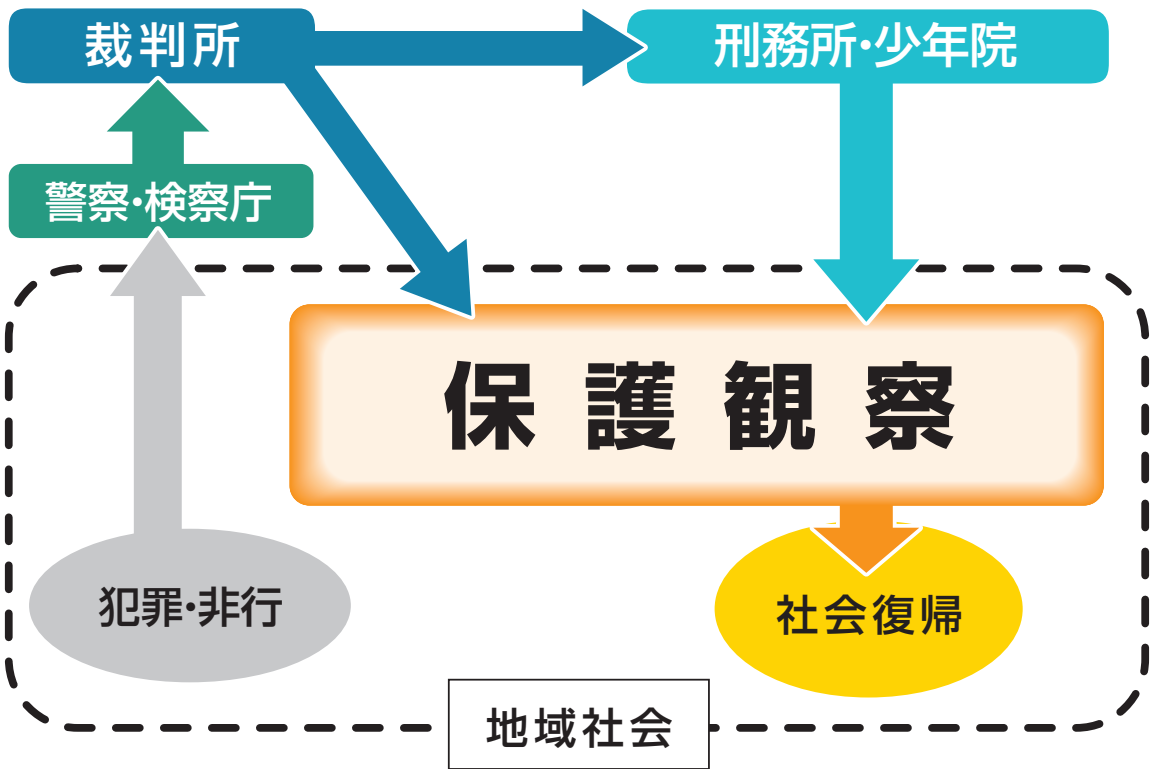
罪を償い、社会復帰をするためには様々な行政機関がかかわりますが、このうち保護観察（保護観察所）は地域の中で立ち直りを支える仕組みです。

更生保護ボランティアの活動は、地域に根ざしながら、様々な場面において立ち直り支援に深くかかわり、犯罪や非行をした人たちを更生に導いています。



受刑者などへの訪問活動

●刑務所などに入っているときから…



●犯罪予防活動の場で…

街頭活動



学校訪問



子どもたちとのふれあい



●保護観察の場で…

高校を目指してるんだけど…勉強が良くわからなくて…

いい友だちがほしい。周りは悪い友だちばかりで…

ともだち活動
何でも相談してみよう。

一緒に体験してみよう。

保護観察を受けている人

保護観察官
保護司

グループワーク

●円滑な社会復帰に向けて…



更生保護施設(※)での“おふくろの味”の提供 ※11頁参照

社会参加活動・社会貢献活動

社会参加活動は、保護観察を受けている人の中でも主に少年を対象として、スポーツ活動やレクリエーション活動等に参加させ、対象者の社会性をはぐくみ、社会適応能力を向上させることを目的とする活動です。

また、社会貢献活動は、成人を含めた保護観察を受けている人が、福祉施設での介護補助活動といった地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行うことにより、達成感を得たり、地域住民の方などから感謝される経験を通じて自己有用感を高め、改善更生が促されることを目的とする活動です。

更生保護女性会、 BBS会の協力



他の更生保護ボランティアとも協力しています。

更生保護施設

更生保護施設は、刑務所などから釈放された人や保護観察を受けている人などのうち、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立更生することが難しい人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供したり、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、円滑な社会復帰を支援し、その改善更生に貢献しています。現在、全国に103施設あり、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等によって運営されています。

●地域の一員としての更生保護施設

地域社会の中にある更生保護施設にとって、決して欠かすことのできないものは地域住民の方々の理解と協力です。

そのため、更生保護施設は、施設周辺の清掃活動や集会室などの地域への開放、施設内での行事の実施など、様々な取組を行っています。



協力雇用主

犯罪や非行をした人の立ち直りには就労先の確保が大変重要ですが、こうした人たちは、定職に就くことが必ずしも容易ではありません。

協力雇用主は、こうした人たちを積極的に雇用し、その立ち直りに協力する民間の事業主です。全国で約24,000の事業主が協力しています。



■更生保護サポートセンター

更生保護サポートセンターは、地域における更生保護活動の拠点として設置され、保護司が駐在して、保護観察対象者との面接場所を提供したり、関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。

更生保護女性会員やBBS会員、協力雇用主との協議も頻繁に行われており、連携活動の要として活用されています。

Q & A

更生保護ボランティアになるには、何か資格や要件がありますか？

保護司には資格や要件があり（3頁参照）、法務大臣の委嘱を受けて活動を行っています。更生保護女性会員やBBS会員は、特別な資格や要件はありません。

罪を償い、再出発しようと努力している人たちにあたたかいまなざしを向けていただける気持ちがあれば、活動に結びつきます。

なお、いずれもお住まいの地区会（BBSの場合は大学単位の会もあります）に所属することとなりますので、くわしくは最寄りの保護観察所までお問い合わせください。



事件や非行をした人たちと接するのは何となくこわいのですが…

彼らの多くは自らの罪や非行を悔やみ、立ち直ろうとしています。

コミュニケーションが少し苦手だったり、大きな態度をとってしまう人も中にはいますが、こちらが身構えてしまうと、相手も構えてしまいがちです。BBSのともだち活動で心配があれば、保護観察官に相談できます。



BBS会員

たとえば、地域の人たちに更生保護の心を伝えるミニ集会や、子育てに悩むお母さんたちを集めての子育て支援教室、地域の子どもたちと一緒に非行防止活動といった活動もありますよ。



更生保護女性会員

初めの頃は、皆さん様々な不安を抱えています。また保護観察対象者への支援などを行うにあたっては、保護観察官と役割分担をしながら行いますし、経験豊かな先輩からのアドバイスも受けられます。

更生保護サポートセンター（※11頁参照）で、気軽に相談してみてください。また、保護司の活動を体験してみる「保護司活動インターンシップ制度」もあります。



保護司

更生保護のこと、よく知らないのですが…

それぞれの団体や保護観察所において研修を行っています。先輩会員や保護観察官が教えてくれますので、安心してください。



くわしく知りたい方は、14ページの保護観察所までお気軽にお尋ねください。

『更生保護ボランティアの協働に関する三者宣言』

更生保護が地域で効果を上げていくためには、関係機関団体との連携・協働を進めていくことが必要です。

安全・安心な地域づくりのために、更生保護に携わる関係者が更に心をつなげて、更生保護の一層の充実・強化を図っていこうという趣旨で、全国保護司連盟理事長・日本BBS連盟会長・日本更生保護女性連盟会長の三者による宣言が行われています。

保護司を始め、更生保護女性会員、BBS 会員等の更生保護ボランティアは、自分たちの生活している地域を愛し、その安全・安心と、未来を支える子供たちの健やかな成長のために少しでも役に立ちたいという切なる気持ちから、相互に連携・協働して活動に取り組んでいるところです。

『更生保護ボランティアの協働に関する三者宣言』

保護司・更生保護女性会員・BBS会員は、更生保護ボランティアとして、安全・安心な地域社会を実現するという同じ志のもと、それぞれの特性を生かして、活動を続けてきました。しかし、社会情勢が大きく変容し、更生保護が直面する課題も複雑多様化する中、今まで以上に連携を強化して、一体となってこの困難を乗り越えていくことが求められています。

そこで、私たちは、更生保護の諸活動の実を一層挙げていくため、次のとおり宣言します。

- 私たちは、更生保護の原点が自らの生活する地域への愛情にあることを確認し、協働してそれぞれの地域社会における豊かで、受容的な人間関係の実現を目指します。
- 私たちは、各団体のこれまでの活動の特性と歴史を尊重しつつ、一層強固な信頼関係の構築に努めます。
- 私たちは、更生保護に対する地域社会のニーズに関する情報の把握と共有に努めます。
- 私たちは、各団体の特長を活かした適切な役割分担を行って、協働による活動の成果の向上に努めます。

● 更生保護官署一覧 ●

官 署 名	郵便番号	住 所	電話番号
北海道地方更生保護委員会	060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目札幌第三合同庁舎	011-261-9907
札幌保護観察所	060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目札幌第三合同庁舎	011-261-9225
函館保護観察所	040-8550	北海道函館市新川町25-18函館地方合同庁舎	0138-26-0431
旭川保護観察所	070-0901	北海道旭川市花咲町4丁目旭川法務総合庁舎	0166-51-9376
釧路保護観察所	085-8535	北海道釧路市幸町10-3釧路地方合同庁舎	0154-23-3200
東北地方更生保護委員会	980-0812	宮城県仙台市青葉区片平1-3-1仙台法務総合庁舎	022-221-3536
青森保護観察所	030-0861	青森県青森市長島1-3-25青森法務総合庁舎	017-776-6419
盛岡保護観察所	020-0023	岩手県盛岡市内丸8-20盛岡法務合同庁舎	019-624-3395
仙台保護観察所	980-0812	宮城県仙台市青葉区片平1-3-1仙台法務総合庁舎	022-221-1451
秋田保護観察所	010-0951	秋田県秋田市山王7-1-2秋田地方法務合同庁舎	018-862-3903
山形保護観察所	990-0046	山形県山形市大手町1-32山形法務総合庁舎	023-631-2277
福島保護観察所	960-8017	福島県福島市狐塚17福島法務合同庁舎	024-534-2246
関東地方更生保護委員会	330-9725	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館	048-600-0181
水戸保護観察所	310-0061	茨城県水戸市北見町1-1水戸法務総合庁舎	029-221-3942
宇都宮保護観察所	320-0036	栃木県宇都宮市小幡2-1-11宇都宮地方法務合同庁舎	028-621-2391
前橋保護観察所	371-0026	群馬県前橋市大手町3-2-1前橋法務総合庁舎	027-237-5010
さいたま保護観察所	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58さいたま法務総合庁舎	048-861-8287
千葉保護観察所	260-8553	千葉県千葉市中央区春日2-14-10	043-204-7795
東京保護観察所	100-0013	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3597-0120
横浜保護観察所	231-0003	神奈川県横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎	045-201-3006
新潟保護観察所	951-8104	新潟県新潟市中央区西大畑町5191新潟地方法務総合庁舎	025-222-1531
新潟甲府保護観察所	400-0032	山梨県甲府市中央1-11-8甲府法務合同庁舎	055-235-7144
長野保護観察所	380-0846	長野県長野市旭町1108長野法務総合庁舎	026-234-1993
静岡保護観察所	420-0853	静岡県静岡市葵区追手町9-45静岡地方法務合同庁舎	054-253-0191
中部地方更生保護委員会	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1名古屋法務合同庁舎	052-951-2944
富山保護観察所	939-8202	富山県富山市西田地方町2-9-16富山法務合同庁舎	076-421-5620
金沢保護観察所	920-0024	石川県金沢市西念3-4-1金沢駅西合同庁舎	076-261-0058
福井保護観察所	910-0019	福井県福井市春山1-1-54福井春山合同庁舎	0776-22-2858
岐阜保護観察所	500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町2-7-2岐阜法務総合庁舎別館	058-265-2651
名古屋保護観察所	460-8524	愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1名古屋法務合同庁舎	052-951-2949
津保護観察所	514-0032	三重県津市中央3-12津法務総合庁舎	059-227-6671
近畿地方更生保護委員会	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76大阪合同庁舎第4号館	06-6949-6260
大津保護観察所	520-0044	滋賀県大津市京町3-1-1大津びわ湖合同庁舎	077-524-6683
京都保護観察所	602-0032	京都府京都市上京区烏丸通今出川上る岡松町255	075-441-5141
大阪保護観察所	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76大阪合同庁舎第4号館	06-6949-6240
神戸保護観察所	650-0016	兵庫県神戸市中央区橋通1-4-1神戸法務総合庁舎	078-351-4005
奈良保護観察所	630-8213	奈良県奈良市登大路町1-1奈良地方法務合同庁舎	0742-23-4869
和歌山保護観察所	640-8143	和歌山県和歌山市二番町3和歌山地方合同庁舎6階	073-436-2501
中国地方更生保護委員会	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀2-31広島法務総合庁舎	082-221-4497
鳥取保護観察所	680-0842	鳥取県鳥取市吉方109鳥取第三地方合同庁舎	0857-22-3518
松江保護観察所	690-0841	島根県松江市向島町134-10松江地方合同庁舎	0852-21-3767
岡山保護観察所	700-0807	岡山県岡山市北区南方1-8-1岡山法務総合庁舎	086-224-5661
広島保護観察所	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀2-31広島法務総合庁舎	082-221-4495
山口保護観察所	753-0088	山口県山口市中河原町16山口地方合同庁舎2号館	083-922-1327
四国地方更生保護委員会	760-0033	香川県高松市丸の内1-1高松法務合同庁舎	087-822-5090
徳島保護観察所	770-0851	徳島県徳島市徳島町城内6-6徳島地方合同庁舎	088-622-4359
高松保護観察所	760-0033	香川県高松市丸の内1-1高松法務合同庁舎	087-822-5445
松山保護観察所	790-0001	愛媛県松山市一番町4-4-1松山法務総合庁舎	089-941-9983
高知保護観察所	780-0850	高知県高知市丸ノ内1-4-1高知法務総合庁舎	088-873-5118
九州地方更生保護委員会	810-0044	福岡県福岡市中央区六本松4-2-3福岡第2法務総合庁舎	092-761-7781
福岡保護観察所	810-0044	福岡県福岡市中央区六本松4-2-3福岡第2法務総合庁舎	092-761-6736
佐賀保護観察所	840-0041	佐賀県佐賀市城内2-10-20佐賀合同庁舎	0952-24-4291
長崎保護観察所	850-0033	長崎県長崎市万才町8-16長崎法務合同庁舎	095-822-5175
熊本保護観察所	862-0971	熊本県熊本市中央区大江3-1-53熊本第二合同庁舎	096-366-8080
大分保護観察所	870-8523	大分県大分市荷揚町7-5大分法務総合庁舎	097-532-2053
宮崎保護観察所	880-0802	宮崎県宮崎市別府町1-1宮崎法務総合庁舎	0985-24-4345
鹿児島保護観察所	892-0816	鹿児島県鹿児島市山下町13-21鹿児島合同庁舎	099-226-1556
那覇保護観察所	900-0022	沖縄県那覇市樋川1-15-15那覇第一地方合同庁舎	098-853-2946

編集 ● 法務省保護局 (令和3年1月)

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

電話 03-3580-4111 (内線5899)

ホームページアドレス <http://www.moj.go.jp/>



更生ペンギンのホゴちゃん

リサイクル適性 **A**

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。